

大 個 審 第 1 0 号  
(答申第358号)  
令和2年7月21日

大阪府知事 様

大阪府個人情報保護審議会  
会 長 長谷川 佳彦

個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

令和2年7月16日付け障企第1473号・感対第1756号で諮問のありました「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業等に係る個人情報の取扱いについて」に係る大阪府個人情報保護条例（以下「条例」という。）第7条第5項に規定する要配慮個人情報の収集禁止原則の例外事項については、審議の結果、下記事項に留意して、個人情報の保護に万全の措置を講じることを前提に、諮問の内容を適当なものとして認めましたので、答申します。

記

- 1 実施機関において、収集又は利用・提供する個人情報の管理責任者を定め、個人情報の漏えいの防止等、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。  
また、本事業において個人情報を取り扱う職員については、必要最小限の人数とすること。
- 2 実施機関が収集する個人情報については、本事業の実施のための必要最小限のものに限定することとし、収集した個人情報については、保存期間の経過後、遅滞なく消去するとともに、個人情報を含むデータは、機器内部の記憶装置から全て消去すること。
- 3 条例第10条及び個人情報取扱事務委託基準に基づく個人情報保護措置を受託者に対して求めること。
- 4 第二次以降の本事業の実施については原則として当審議会への諮問は要しないが、事業の実施方法に大きな変更がある場合や、特に慎重な取扱いを要すると考えられる事案がある場合については、当審議会へ諮問すること。

(答申に関与した委員の氏名)

長谷川佳彦、島田佳代子、近藤亜矢子、嵯峨嘉子、西上治、丸山敦裕